

第1次とりまとめを踏まえた取組

持続可能で強靱な上下水道を実現するための経営基盤の強化

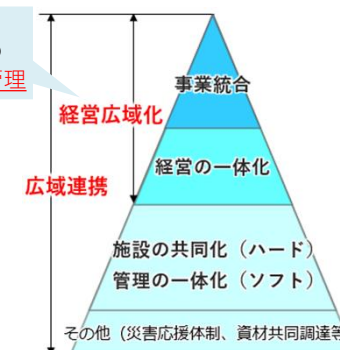
強靱で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化に向けた取組の方向性

(1) 単一市町村による経営にとられない経営広域化の国主導による加速化

① 経営広域化を加速化させる方針・責務の明確化と意識改革

- ・ 危機感の醸成や経営広域化の効果の明確化による意識改革
- ・ けん引役としての都道府県の役割をはじめ、関係者の責務の明確化（下水道については制度的対応が必要）

経営主体が単一となり
施設、財源、人員等の
経営資源を一元的に管理



② 経営広域化の規模等についての考え方の提示

- ・ 経営広域化の取組が特に必要な規模等について、対象人口や職員数も踏まえた一定の考え方を提示
- ・ 都道府県単位やそれ以上の広がり視野に入れたエリアの考え方の提示。上下水道一体での経営広域化の推進

③ 上下水道DXの標準実装、資機材規格の統一など経営広域化を円滑に進めるための取組の推進

④ 経営広域化を加速する国主導の取組（ロードマップの策定、モデル事業等による圏域形成支援、インセンティブ検討、財政支援の集中化等）

(2) 更新投資を適切に行い次世代に負担を先送りしない経営へのシフト

① あらゆる関係者や国民と健全な危機感を共有するための経営課題の見える化（水道カルテに加え下水道カルテの公表等）

② 先送りによる収支均衡から適切な投資・経営計画へのシフト（メリハリをつけた点検・更新の考え方や多様な経営改革手法の提示等）

③ 更新投資を先送りしない適正な料金設定等の考え方の更なる明確化（資産維持費※の明確化、下水道については制度的対応が必要）

※料金算定において考慮すべき、将来の更新投資等の原資として積立が必要な額

④ 料金等の地域格差や料金等の水準に関する考え方の提示

(3) 官民共創による上下水道の一体的な再構築と公費負担のあり方の検討

① 官民共創による上下水道の一体的な再構築、関連施策のシナジー効果の発揮

- ・ 広域型・上下水道一体・他分野連携（群マネ）など質の高いウォーターPPPの推進（全体最適を意識した、より質の高い枠組みへの重点支援等）
- ・ 官民共創に資する、バックキャストによる計画的な取組の推進（基盤強化に向けた国による基本方針や都道府県計画・協議会制度の活用等）
- ・ 今後検討すべき事項：上下水道一体によるシナジー効果の整理、集約型と分散型のベストミックスの推進、人材確保・育成、強靱化のあり方 等

② (1)(2)等による経営基盤強化の取組の推進や、強靱化の加速化、公益性の観点も踏まえた、公費負担のあり方の検討

おわりに

- ・ 本第1次とりまとめを踏まえ、関係省庁と連携し検討を深化させ、必要な制度改正や具体的な取組が実施されることを期待
- ・ 今後は、第1回・第2回で議論された「2050年に目指す社会の姿と上下水道の論点」に基づき、(3)①の今後検討すべき事項のほか、脱炭素など多様な社会的要請に関する重要テーマについて議論を行い、今後10年程度の上下水道政策の方向性について、段階的にとりまとめを行う予定

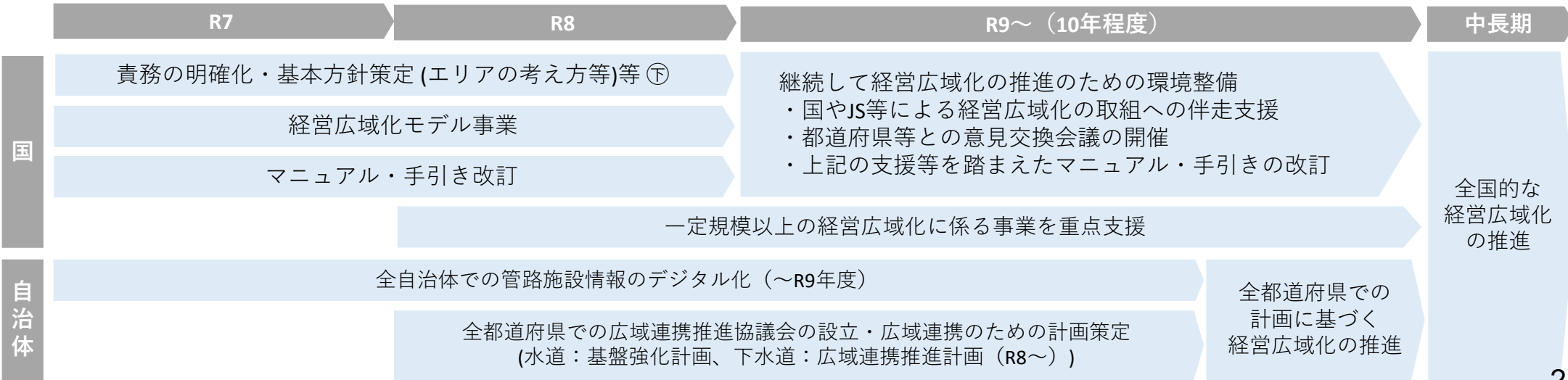
(1) 単一市町村による経営にとられない経営広域化の国主導による加速化

検討の方向性

- 下水道の基盤強化に関する国、都道府県、下水道管理者の責務を明確化することを検討
- 基盤強化のための国の基本方針を策定し、施設の維持管理・改築、資金・人材確保、広域連携(エリアの考え方等)、DX活用等の方向性を主導することを検討
- 都道府県が連携のけん引役として協議会を設置し、下水道管理者と協議の上、具体的な広域連携の実施方針を定めた計画を策定する枠組みを検討
- 都道府県が加入する一部事務組合等による流域下水道と公共下水道の一体的な管理や、下水道管理者間の協議による他の自治体の下水道の維持・修繕や改築の実施など、広域連携手法の選択肢の拡大を検討

経営広域化を加速するための取組

- 経営広域化に向けたロードマップ(イメージ) ※㊦: 下水道関係



予算面での取組

- (1) 経営広域化の推進 [個別補助事業の創設等] (R8概算要求)
 - 上下水道の持続的な経営体制を構築するため、複数自治体による一定規模以上の経営広域化に係る事業を重点支援
- (2) 広域連携に資するDXの推進 [交付金事業の拡充等]
 - 自治体間のデータ共有の円滑化等のための水道・下水道の台帳情報のクラウド化を支援(R7予算拡充)し、R9までに管路情報電子化(紙ゼロ)を目指す
 - 下水処理場・ポンプ場の施設情報等のデジタル化を支援対象に追加(R8概算要求)

(2) 更新投資を適切に行い次世代に負担を先送りしない経営へのシフト

検討の方向性

- 資産維持費を含む下水道使用料の算定基準の明確化を検討
- 下水道管理者が計画的な改築の費用を含む収支見通しを作成・公表するとともに、収支見通し及び使用料を定期的に見直す枠組みを検討
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた管路マネジメントに係る具体的方策を踏まえた点検・診断及び修繕・更新の実施
※下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会及び下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会において検討中)
- 下水道管を詰まらせるなどにより施設の工事又は清掃が必要になった場合に、原因者に負担を求める仕組みを検討

【関連する取組】

- 「下水道使用料算定の基本的考え方」(日本下水道協会)の改訂
昨今の物価上昇による污水处理費の増加や、ウォーターPPP導入による事業運営体制の見直し、さらには、管路マネジメントの新制度を踏まえ、更新投資等のために必要となる使用料改定を円滑に実施できるよう、資産維持費の算定の際に参考となる手引きを改訂(来年度)

適切な投資・経営計画へシフトするための取組

- 「経営改善ガイドライン(仮称)」の策定
経営課題を深掘りし、経営改善に向けた取組を促進させるため、料金改定等の経営改善の手法選択等に資する「水道事業の経営改善ガイドライン(仮称)」を策定。併せて、経営改善の取組事例や料金水準等の経営状況の分析方法等を盛り込む。(今年度)

経営課題の見える化の取組

- 「下水道カルテ」の策定、「水道カルテ」の改訂
 - 下水道管理者の経営改善と施設の耐震化を推進するため、料金回収率と耐震化の状態を簡易的に図示した「下水道カルテ」を公表(今年度)
 - 水道事業等については、「水道カルテ」を改訂(今年度)
- 「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」の利用促進
 - 水道事業者等への全国調査を実施し、必要に応じてダッシュボードの更新(来年度以降)
 - ダッシュボードの使い方の解説を充実(来年度)
 - ダッシュボードの活用事例を収集し、横展開(来年度)

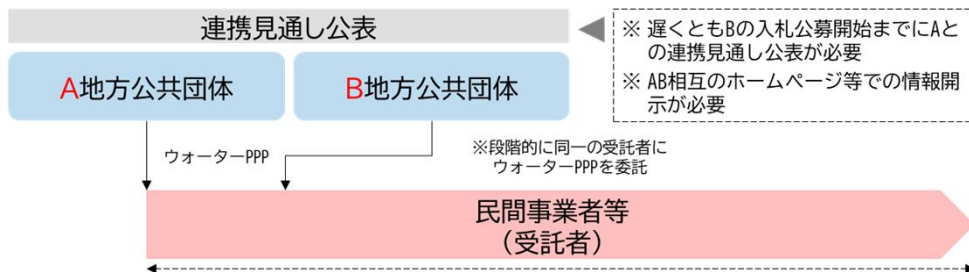
その他全般的な取組

- 経営改善セミナー(仮称)の開催
職員に対して、経営の見える化やそれを踏まえた料金改定等の経営改善のノウハウを提供する経営改善セミナー(仮称)を開催(来年度)
- 適正な料金等に関する住民の理解醸成を図るパンフレット公表
上下水道を利用する住民等に対し、適正な料金・使用料設定についての理解醸成を図るためのパンフレットを作成(水道:今年度、下水道:来年度以降)

(3) 官民共創による上下水道の一体的な再構築と公費負担のあり方の検討

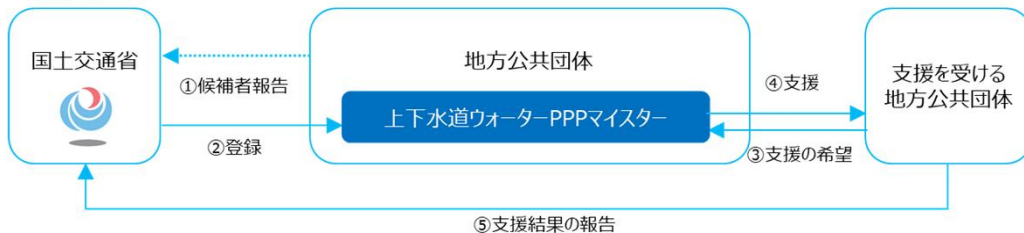
質の高いウォーターPPPの推進

地方公共団体が広域型ウォーターPPPに取り組みやすいよう、ガイドラインに段階的な広域型ウォーターPPPの導入方法及び効果・メリットの記載を拡充



官側の人的リソースを有効活用するため、上下水道ウォーターPPPマイスター制度を創設。導入・検討を進めるための知見等を地方公共団体間で補完し合う

【支援イメージ】



国土強靱化や広域連携の取組と整合性を取りつつウォーターPPPを推進できるよう制度的な検討を進める。

公費負担のあり方の検討

強靱化の加速化

- 能登半島地震や八潮市における道路陥没事故等の教訓を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、集中的な耐震化・老朽化対策などに対し、国が重点的に財政支援

令和8年度国土交通省概算要求

- (1) 事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の更新
[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]
- (2) 事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路のリダンダンシー確保
[個別補助事業の創設・交付金事業の創設]

経営基盤の強化に取り組むインセンティブとしての財政支援

令和8年度国土交通省概算要求

- (1) 複数自治体による一定規模以上の経営広域化に係る事業を重点支援
[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]
- (2) 水道事業における分散型システム導入の推進
[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充]

官民共創に資する、バックキャストによる計画的な取組

- 基盤強化のための国の基本方針を策定し、施設の維持管理・改築、資金・人材確保、広域連携(エリアの考え方等)、DX活用等の方向性を主導することを検討
- 都道府県が協議会を設置し、下水道管理者と協議の上、具体的な広域連携の実施方針を定めた計画を策定する枠組みを検討

老朽化対策等に係る検討の視点①

（老朽化対策、ダウンサイジングなど全体最適に向けた財政措置のあり方）

※第7回研究会提示論点

- 下水道事業について、R 8 概成を迎えることも踏まえて、今後においては災害対応や老朽化対策、適切な維持管理を推進する観点から、財政措置のあり方を考える必要があるか。
- ダウンサイジングを始め経営広域化等を円滑に実施するためにどのような財政措置が考えられるか。

- 各都道府県における施設の老朽化の状況等は供用開始年度によって様々である一方で、八潮市における道路陥没事故やその後の議論等を踏まえると、下水道管路に係る適切な維持管理、改築・更新を中長期的な視点から推進していくことは全自治体共通の課題と言える。

（改築・更新等に係る地財措置）

- 下水道事業における地方財政措置について、老朽化対策のための施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費（改築・更新等）に対しては、新設時と同様、下水道事業債の起債及び元利償還金への地財措置が講じられている。

⇒ 今後、国費の動向等を踏まえる必要があるが、引き続きこれらの措置を講ずることで、適切な更新等を促進していくことが必要か。

（維持管理に係る地財措置）

- 汚水処理に係る維持管理費については使用料で賄うことが基本（私費負担の原則）である一方で、これまでも、下水道の公共的役割等も踏まえて、高度処理等の汚水処理費用の一部について公費負担すべきものとして整理されてきた。
- この点、今後の適切な維持管理の推進にあたって、物価上昇局面における維持管理単価の増加に加えて、八潮市における道路陥没事故を踏まえると、下水道管路の点検・調査の重点化等に係る議論が行われているなど、管路マネジメントを巡る状況等に変化が見られるところ。

⇒ 今後、管路マネジメントのあり方に係る議論や国費の動向等を踏まえる必要があるが、関係省庁等とも連携し、適切な管路マネジメントを推進する方策について検討していくことが必要か。

検討の視点①（広域化の検討促進）

（経営広域化の検討促進） ※ 第7回定時論点

- 経営広域化を具体的にどのように進めていくのが適切か。
 - 経営広域化を円滑に実施するためにどのような支援策が考えられるか。
- R5年度までに全都道府県で「水道事業広域化推進プラン」を策定しているところだが、広域化が実現した団体は少数にとどまり、全国的に具体的な議論・検討が進んでいるとは言えない状況。
- ⇒ 広域化の検討開始から実現までは一定時間を要することから、検討の加速化が必要。
- 広域化の検討が進まない理由として考えられる原因は、以下のとおり。
- ・ 水道事業は大規模装置産業であるにもかかわらず、プランの中に最適な施設配置が記載されていない団体がある。
 - ・ 経営広域化については、施設の整備水準や料金水準、職員数等経営状況の異なる自治体間で丁寧に議論を積み重ねていく必要があるが、水道広域化推進プランは、基本的に都道府県主導で作成したもので、水道事業体との協議が十分でないところもある。
 - ・ 都道府県、水道事業体（特に中核事業体）が参画し活発に議論が行われるような検討の場が、実質的に機能していないため、具体的に前に進まない。
 - ・ 経営状態の悪い事業体を取り込むリスクがあり、中核事業体が、広域化に参画するメリットがない。
- ⇒ 水道事業体が参画する協議会等検討の場を設け、国も協力しながら、最適な施設配置を含めた経営広域化に関する具体的な検討を進めることが重要ではないか。検討にあたっては、ノウハウ等がないという意見が多いことから、国として議論の進め方について助言等を行う必要があるのではないか。
- より広域的な視点を反映する観点や、市町村間の調整の観点から、広域自治体である都道府県が関与することが望ましいが、用水供給事業の実施の有無などにより、体制が脆弱な都道府県が存在することも考慮する必要がある。
- ⇒ そのような地域において、施設の最適配置等を検討する際には、中核となる大規模市町村の有する技術的知見等の協力を得て、議論を進める必要があるのではないか。その際、中核事業体が積極的に参画できるよう、財政的なインセンティブを検討できないか。

検討の視点②（小規模事業体への支援）

（小規模事業体への支援） ※ 第7回定時論点

- 小規模事業体を念頭に広域化等に取り残される懸念があることをどのように考えるか。
- 経営状況等が異なる各自治体に対して、経営広域化を促していくためにどのような財政措置が考えられるか。
- 水道は生活に不可欠なライフラインであり、各地域においては、小規模事業体も含めた広域化を検討してもらうのが基本。
- 給水人口規模5,000人未満の事業体では、水道事業担当の平均職員数が1.6人しかいないなど、小規模事業体においては、通常の管理業務のみで手いっぱいとなり、各種経営に関する分析や、DX含め業務効率化に資する企画業務等に時間を割く余裕がない状況である。
- そうした団体においては、他の団体と比較して施設管理や管路更新の遅れ等が生じており、広域化に関する協議を難航させる阻害要因となるおそれがあることから、小規模事業体に対する支援策を、広域化の検討促進策と併せて検討する必要があるのではないか。
 - ※ なお、施設の最適配置等を踏まえて広域化の検討を行った結果として、小規模事業体において、地理的要因等により広域化の枠組みに入らず、引き続き単独経営せざるを得なくなる場合もありうるが、当該支援策は、そうした事業体が持続的に経営していくための支援にもつながるのではないか。
- ⇒ 具体的には、広域化検討、経営改善の前提となる、経営状況の見える化（施設・管路の状態や将来の需要予測を踏まえた必要な投資費用の分析等を含む）を支援することが必要ではないか。また、その結果を踏まえたDXの推進をはじめとした経営改善の取組についての支援が考えられないか。
- ⇒ これら小規模事業体支援の取組について、前述の広域化を含めた最適な施設配置を検討する協議体で、都道府県や中核事業体を核とした技術者等の人的支援等について、検討を進めることができないか。また、当該人的支援の取組について、国からの財政支援が考えられないか。
- あわせて、中山間地等の小規模事業体における将来的な水道システムとして、分散型システムの導入について、検討を進める必要があるのではないか（現在国交省において分散型システムの推進方策を検討中）。

経営広域化に向けた検討の視点③（その他の財政支援）

（円滑な広域化推進のために必要な財政支援について）

- 経営状況等が異なる各自治体に対して、経営広域化を促していくためにどのような財政措置が考えられるか。
 - 経営広域化を円滑に実施するためにどのような財政措置が考えられるか。
-
- 総務省においては、多様な広域化を推進するため、広域化に係る国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される地方単独事業に対して、地方財政措置を講じている。
 - 既に広域化を実現した先進事例によると、現在対象となっている経費のほかに、広域化に際しては、施設の統合に伴う廃止施設の除却経費のほか、基本計画作成や認可申請書作成等に係る業務委託費等事業統合までの準備に係るソフト経費などが生じており、一時的に必要な経費も負担となっている。
- ⇒ 広域化の取組を加速化するため、現在、主に建設改良費が対象となっている広域化債の対象経費の見直し等について、検討する必要があるか。